

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第4回本部会議 記録

日 時／令和2年4月7日（火）
19：30～19：55
場 所／本庁舎2階 テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第4回本部会議を開催いたします。

早速ですが議事に入ります。まず状況報告、保健福祉部長からお願いをいたします。

【三瓶保健福祉部長】

私から状況報告をさせていただきます。まず資料1をご覧ください。はじめに1の(1)「道内の発生状況及び検査の状況」についてでございます。13ページの太枠で囲んであります箇所が、前回の本部会議以降の新たな事例になります。道内において4月3日以降現時点、4月7日15時現在までに新たに4例の新型コロナウイルス感染症が確認され、これまで194例が発生している状況となっております。また、「検査及び患者の状況」については、同じく13ページの欄外になりますが、札幌市などの検査分を含め、4月6日時点で2443名の検査を実施してございます。陽性累計は194名、このうち陰性確認済みの方は143名、残念ながらお亡くなりになられた方が9名で、現在の患者数は42名となっております。

続きまして、資料の1ページに戻っていただきまして、1の(2)「国内の発生状況」をご覧ください。下線を引いている部分が更新しました箇所でございます。4月6日12時までに確認されている患者数は2429名で、このほかに340名の無症状病原体保有者、885名の症状有無確認中の方が確認されてございます。

続きまして、2の「国などの対応」でございますが、2ページ目の(40)、(41)でございますが、本日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定されるとともに、国において、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県におきまして、4月7日から5月6日までを期間とする緊急事態が宣言されてございます。

3ページ目の3の「道の対応」についてでございますが、前回からの変更はございません。

私からは、以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

それでは続きまして、各部などから報告をお願いいたします。まず総合政策部からお願いいたします。

【倉本総合政策部長】

はい。本日、先ほどですけれども、国の緊急経済対策が閣議決定されましたのでご報告いたします。

資料2をご覧ください。後ろのほうに、右肩に「令和2年第4回経済財政諮問会議」という資料で、これが本編でございますが、資料にわれわれのほうで概要をまとめましたので、こちらをご覧ください。

対策は大きく二つのフェーズになっておりまして、まず感染症拡大の終息の目途が付くまでの間の「緊急支援フェーズ」では、「事態の早期終息」と「雇用者と事業者の生活を守り抜く」という取り組みの段階でございます。

それから二つ目が、終息後の早期V字回復を目指す「V字回復フェーズ」でございますが、消費の喚起と投資の喚起の両面から反転攻勢を講じるとしております。そうした中で具体的な取り組みでございますが、取り組み策としては、五つを柱として、事業規模108兆円の施策を実施するというふうにされております。

まず1でございますが、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」では、マスク、消毒液等の確保や検査体制の強化を行うとともに、都道府県が地域の感染状況等の実情に応じて実施する感染拡大防止策や、医療提供体制の整備が機動的に行えるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、仮称でございますが、これが創設されております。

次は2の「雇用の維持と事業の継続」ですが、雇用調整助成金の特例措置の拡大等による雇用の維持、さらには危機対応融資や実質無利子無担保融資の創設などによる資金繰り対策、中小・小規模事業者や個人事業主などに対する新たな交付金の創設、生活に困窮されている世帯への新たな給付金の創設や児童手当の上乗せ給付のほか、税制措置などが盛り込まれております。

3番目の「次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」でございますが、これは終息後の取り組みということになりますけれども、売り上げ等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業等を対象とした消費喚起キャンペーン、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の創設などによる地域経済の活性化などが掲げられております。

4の「強靱な経済構造の構築」では、生産拠点の国内回帰や多元化への支援、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化、遠隔教育やテレワーク環境の整備加速などが掲げられております。

最後に5の「今後への備え」として、新型コロナウイルス感染症対策予備費が創設されております。道といたしましては、引き続き関係省庁から具体的な対策内容や補正予算のスケジュールなどについて情報収集を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

はい。続きまして、教育部長お願いいたします。

【志田教育部長】

学校再開後の取り組みについてということで、資料3でご説明をさせていただきます。

昨日札幌市内の小学校、本日札幌市内の中学校を中心といたしまして、ほとんどの学校で学校を再開しております。4月7日現在の公立学校の再開状況であります。小学校が道内985校中812校、中学校が563校中496校、義務教育学校は10校中10校、高等学校につきましては、明日が入学式、始業式でありますので、全道227校ございますが、本日現在では再開しているところはございません。特別支援学校が79校中4校という形になってございます。ちなみに、資料で付けさせていただいているのは、これは全国の状況ですので、後ほど見ていただければと思います。それで、全ての学校が再開する日として、予定といたしましては、小中学校が4月12日、高等学校が町立奥尻高校は5月11日になっていきますけれども、(そのほかは)4月14日、特別支援学校が4月13日となっております。

そこで児童生徒、それから教職員の健康状態の把握でございますが、児童生徒につきましては、毎朝晩の検温、風邪症状などを登校時に教職員が確認しております。それから教職員につきましては、管理職員が健康状態を確実に把握しているということで、特に道外から来る新規採用者もおりますけれども、着任日の2週間前である3月18日から健康状態を健康観察シートによって記入させ、継続的に確認中でございます。

そのほかの取り組みでございますが、一つ目として「心のケア」ということで、教育相談ということ、いろいろな不安を抱える児童等がございますので、スクールカウンセラー等と連携して、児童生徒ですとか、あるいは保護者を対象とした相談体制の充実を図ってございます。それでもいろいろな形で不安を感じるということもございますので、保護者からの相談があった場合は、不安に寄り添い、丁寧に説明し、それでもなお学校での感染に不安があり、児童生徒を欠席させるような場合には、「校長が出席しなくてよいと認められた日」として取り扱うことなどを配慮してございます。そして、そういった形で欠席した児童生徒への教材等も提供いたしまして、家庭学習が円滑に進むよう、取り進めているところでございます。

二つ目として、それでも万が一感染が判明した、あるいは感染拡大地域となった場合等の対応といたしまして、そのような場合には、各学校において直ちに臨時休業ですとか、分散登校とすることが必要となりますので、そういった場合の準備を要請してございます。具体的には、授業日を確保する分散登校の実施例なんかを具体的なものとして、小中高校の校種別に提起しているところでございます。また、道教委のそういった場合の支援体制ということで、保健福祉部局、主に保健所と連携した支援体制を確立することとしてございます。

三つ目として、部活動でございますが、すでに「3密」を避けるための基本的な注意事項等については通知済みではございますが、さらにこれに加えて、競技団体からの助言を受けまして、競技別の「運動部活動における留意事項」についても周知してございます。また、各学校に対し、当面の間では対外試合の自粛を要請しているところでございます。

学校の再開とは関係ございませんけれども、参考といたしまして、「社会教育施設における対応」といたしまして、道立美術館・博物館等におきましては、受付で来館者が並ぶ場合は1メートル間隔で床にマーキングするなどして誘導してございます。それから鑑賞の際、来館者に1メートル以上の間隔を空けるよう、適宜声掛け誘導することとしてござ

います。

それから道立図書館につきましては、貸し出し返却に当たっては、1メートル間隔で床にマーキングし誘導する、閲覧室では1メートル以上の間隔が確保できるよう席を配置するというような対応を取っているところでございます。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

はい。続きまして、東京事務所長をお願いします。

【森東京事務所長】

資料4をご覧くださいながら、東京からご報告をいたします。3月27日の会議でもご説明いたしましたが、首都圏における感染の拡大に伴いまして、東京事務所におきましてもさまざまな取り組みを実施しております。現在実施中の対応といたしましては、資料に記載のとおり、職員個人の取り組みに加え、事務所といたしましても、3班体制による時差出勤の計画実施や、リモート端末と個人所有のパソコンを活用しての在宅勤務を実施し、感染の予防に努めてきたところであります。事務所本体には21名、都道府県会館の分室には5名の職員が在籍してございますが、仮に職員が感染した場合に、全員が濃厚接触者とならないよう、両事務室の間の接触を制限し、最低限の業務の継続性の確保に向けた取り組みも実施してきたところでございます。

こうした中、今回、非常事態宣言が発令されるとともに、東京都知事からは、外出の抑制のためテレワークを活用してできる限り在宅勤務を行い、通勤を最小限にしてほしいとの要請があったところでございます。このため、こうした要請に応えるとともに、組織のレジリエンスを高めるため、今後の取り組みとして、あまり前例のないことではございますが、職員を2班に分け、在宅勤務と事務職勤務を交互に実施することにより、集団感染の防止と業務の継続性を高めていきたいと考えております。

本庁関係の部局のご理解とご支援によりまして、服務上の課題やハード面での整備にも目途が立ちましたので、体制が整い次第、今週できるだけ早く実行に移していく考えでございます。各部局の皆さまには、引き続きのご協力、ご支援をお願い申し上げます。

東京からは以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

はい。続きまして、警察本部長からお願いいたします。

【山岸警察本部長】

資料はございません。現在、道内におきましては、警察官や生活センターを名乗る者から、「録音機能付きの電話を設置する」などといったものや、保健センターを名乗る者から、「コロナウイルス検査を無料で行う」などといった不審電話がかかってきております。現時点において被害の報告はありませんが、今後、政府の緊急事態宣言の発表により、不安をおおるような根拠のない情報や、これに乗じた詐欺等の犯罪の発生が懸念されるところであります。

道警察では、ホームページやSNSを活用し、注意喚起の情報発信を行っておりますが、道民の皆さまにおかれましては、公的機関が発表した正確な情報に基づく冷静な対応をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

はい。そのほか各部などからご報告、ご発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今後の対応などにつきまして、本部長からお願いいたします。

【本部長（知事）】

はい。本日、政府対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。対象地域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県であります。実施期間は、5月6日水曜日までとされました。

この緊急事態宣言は、諸外国で行われております都市封鎖のような施策とは異なるものであり、経済社会活動を可能な限り維持しながら、密閉、密集、密接の三つの密を防ぐことなどによって、感染拡大を防止していくというやり方を一層強化、徹底していくものであります。一方、新型コロナウイルスの感染防止対策は、全国で対応していくべき問題であり、緊急事態宣言が出された地域だけの問題ではありません。そして三つの密を防ぐという取り組みは、まさにわれわれがこれまでも取り組んできたことでもあります。

北海道においても、依然として流行は終息に向かっていない中、緊急事態宣言と相まって、あらためて、これまでわれわれが取り組んできたことを確認し、取り組みを徹底していく期間として、北海道においては、5月6日水曜日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることといたしました。道民の皆さまには、あらためて手洗いとせきエチケットの徹底、外出する際の三つの事項の確認、集団感染の要因となる三つの条件を避ける取り組みをお願いいたします。各部、振興局においては、市町村や関係団体等に対する周知を徹底していただくようお願いいたします。

また、他県において、外出自粛が要請された地域から帰省された方からの感染例が確認されております。緊急事態宣言の対象となった都府県では、不要不急の帰省や旅行など、都府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう、住民の方々に冷静な対応を促すこととされておりますが、やむを得ない事情等で北海道にお越しになる方もいると思います。そこで、北海道にお越しになられた皆さまに、北海道でこれまで実施してきた取り組みを周知するとともに、2週間はご自身の体調に十分ご注意ください、不要不急の外出を控えていただくようお願いすることといたしました。

関係部においては、交通事業者の方々と連携し、チラシの配布や、ポスターの掲示等を通じた周知を図るとともに、市町村などにもご協力をいただき、取り組みの周知徹底をお願いいたします。

北海道では、全国に先駆けて2月28日に緊急事態を宣言いたしました。道民の皆さまや事業者の方々のご理解とご協力により、爆発的な感染拡大やそれに伴う医療崩壊という事態は避けることができましたが、依然として油断できない状況でございます。場合によっては、今後、あらためて外出自粛等を道民の皆さまに要請する可能性がございます。

突然の要請は、不要の混乱や不安を引き起こす可能性もあり、そこで前もって要請に至る考え方、メルクマールを整理いたしました。

2月28日に緊急事態を宣言した際には、その前の週末から新規患者数が増加する、3日間で21名が増加する中で、27日と28日の新規患者数が2桁に増加し、先ほど申し上げましたが、医療崩壊も懸念されたところでもあります。しかも、その時点で患者のほとんどがリンク不明の患者でありました。

先日の専門家会議での提言においては、一つ目として「新規患者数」、二つ目として「リンクが不明な患者数」について、直近1週間のデータと、その1週間前のデータを比較し、大幅な増加があり、三つ目として、帰国者・接触者外来の受診者についても増加基調が確認された場合、感染拡大警戒地域として、外出自粛要請等のメッセージを発信するとされておりますが、前回の緊急事態の宣言を行った際の考え方も踏まえ、今後については、一つ目として、新規患者数が連続して2桁の日が発生し、二つ目として、こうした比較の中で増加基調が確認され、三つ目として、リンク不明な患者数が多いと判断される場合には、外出自粛要請等を発出することを検討することといたしました。各部、各振興局ともご参考にしてもらいたいと思います。

また、本日、国の経済対策が示されました。道としても、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、道民、事業者の皆さまと一丸となって、事態の推移に即した取り組みを進める必要があります。

各部局においては、こうした観点から、国の対策も踏まえ、スピード感を持って政策検討を行っていただくよう指示いたします。あらためて、各部及び各振興局においては、それぞれ所管する関係事業者や関係団体に対し、正しい情報をきめ細やかに発信するとともに、保健所設置市をはじめ、各市町村と十分に連携を図りながら、引き続き全道一丸となって、道民の皆さまや事業者の方々の安全、安心に万全を尽くし、取り組みを進めていただくようお願いいたします。

私からは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

それでは以上をもちまして、新型コロナウイルス感染症対策本部の第4回本部会議を終了いたします。